



# 特定鳥獣保護・管理計画 作成のためのガイドライン

## I ガイドライン改定の背景と目的

### 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、都道府県において第二種特定鳥獣管理計画(以下、「特定計画」という。)を作成又は改定する際の参考として、現在のニホンジカの生息状況や被害状況、管理に関する知見に基づく技術的な助言を行うことを目的として、「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(ニホンジカ編・令和3年)」を改定したものです。

### 近年の課題と、前ガイドラインからの特徴的な変更点

ニホンジカ管理は、農林業被害への対応として狩猟規制緩和から始まり、2013年に環境省・農林水産省が公表した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」として設定された半減目標後は「管理」の概念が加わり、捕獲強化が進められてきました。

しかし、2020年頃からは、地域によってニホンジカの生息状況や被害状況が多様化していることが明らかになり、とるべき対策も複雑化してきました。さらに、生物多様性国家戦略では、ニホンジカを含む鳥獣による被害への対策強化が行動目標として記載されたことや、国立公園等で生態系維持回復事業を開始するなど、ニホンジカによる農林業被害だけでなく、植生や生態系への影響への対応の必要性が高まっています。しかし、森林地域での植生や生態系への影響については特定計画での記載が少なく、対策が進んでいない現状が課題です。また、単に数を捕る捕獲では、目標とする個体数や生息密度まで低減させる効果的な捕獲となっていない可能性も指摘されています。

そのため、ニホンジカ管理については、改めて、何のためにどのような対策をとるべきかを問い直す必要性があり、特定計画の構造の点検や見直しも、課題として挙げられました。

これらを踏まえて、本ガイドラインでは以下の3点をポイントとして取りまとめました。

ポイント1	ポイント2	ポイント3
ニホンジカ管理の目的の多様化や政策体系に関する課題についての対応	森林地域等での植生・生態系への影響に係る現状把握や対策に関する課題	ニホンジカの生息状況や捕獲に関する課題
→「Ⅱ1ニホンジカ管理政策体系の構造と設計」(p.2)	→「Ⅱ2植生・生態系への影響低減に向けた対策」(p.3)	→「Ⅱ3計画的・効果的な捕獲対策」(p.4)

## II 本ガイドラインのポイント:

# 1 ニホンジカ管理政策体系の構造と設計

前述の課題の要因として、ニホンジカ管理政策の目的と手段のつながり等に関する、以下のような政策体系の構造に問題があると考えられます。

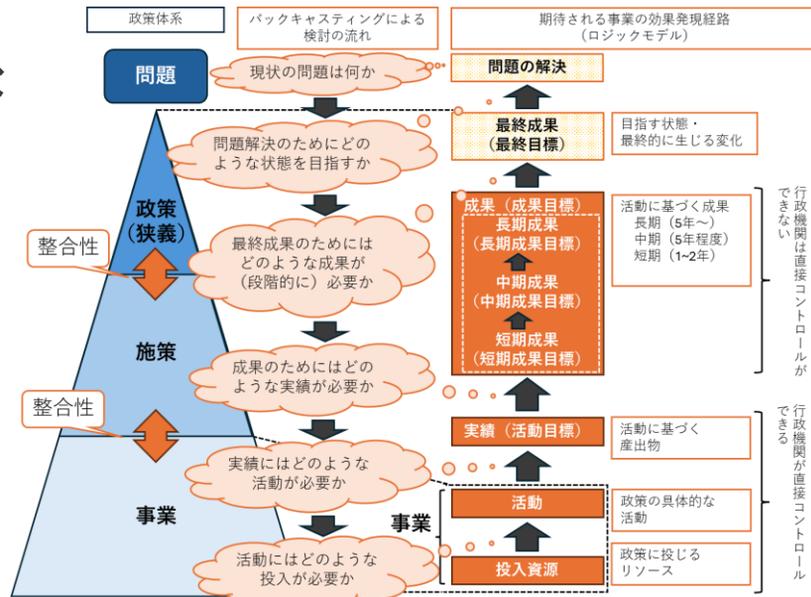
- 特定計画で目指すべき状態が、具体的に設定されていない。
- 設定されていたとしても、その達成に必要な施策や事業が計画されていない。
- 事業はしっかり行われているが、被害軽減につながっていない。

そこで、本章では、ニホンジカに関する社会問題の解決につながるような計画策定に向けて、ニホンジカ管理政策体系とその設計に関する考え方を下記の(1)~(3)示しました。

### (1) 政策体系の構造と目標達成に向けた論理的な筋道の設計

ニホンジカ管理政策の目標達成に向けた論理的な政策体系の設計とその重要性を示しました。

具体的には、ニホンジカによる社会問題を解決するために、政策(狭義)、施策、事業を論理的に結びつけた体系構築と、最終目標である「人とニホンジカとの適切な関係」を目指すための、ロジックモデル等を踏まえた論理的な筋道を設計する考え方を、解説しています。



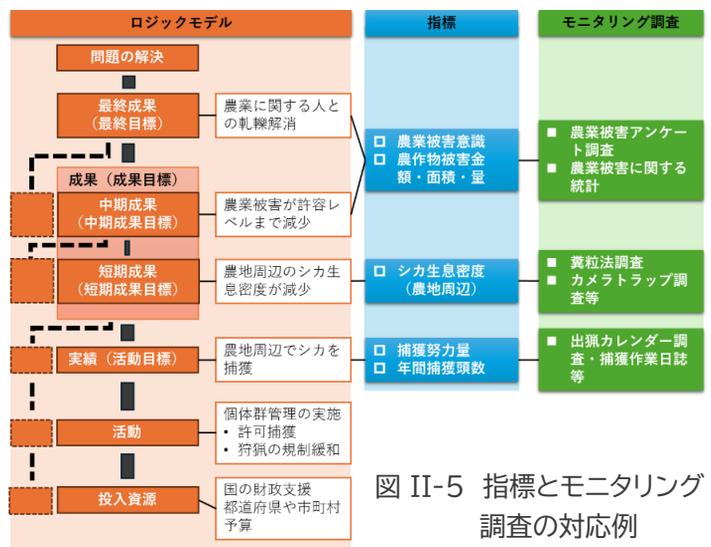
### (2) ニホンジカ管理政策の最適化に向けた対策優先順位の検討

ニホンジカ管理政策を最適化するために、限られた資源や人員の中で効果的な対策を実施するための「対策優先順位の検討」の重要性を示しました。

具体的には、政策(狭義)、施策、事業の各段階で問題の深刻度や期待される効果を評価し、優先順位を設定することで、効率かつ現実的な対応を可能にする説明しています。

### (3) 政策評価のためのモニタリング調査の設計

ニホンジカ管理政策の評価を行うために必要なモニタリング調査の設計について、その重要性と具体的な考え方を示しました。具体的には、目標達成状況を正確に評価するためには、評価指標に対応した調査を選定し、限られた予算や労力の中で効率かつ効果的に情報を収集する必要があること、また、調査頻度や調査地域・密度を目標や問題の種類に応じて適切に設定し、政策の実効性を確保するための具体的な方法を説明しています。



## II 本ガイドラインのポイント:

# 2 植生・生態系への影響低減 に向けた対策

近年、全国的にニホンジカの増加や生息域の拡大が進んだことにより、森林等の生態系に深刻な影響が及んでいます。ニホンジカが長期間、高密度に生息する地域では、採食や踏みつけによって植生の構成種の変化や植生率の低下が生じるだけでなく、絶滅が危惧される植物も報告されています。また、植生の衰退に伴い林床の落葉・落枝や土壌の流出量が増加することにより、土壌動物や昆虫、鳥獣、河川魚類の分布や生態にも影響を与えています。

本章では、ニホンジカによる植生や生態系への影響を低減させる必要性と具体的な対策について説明しました。

表 II-3 ニホンジカの著しい個体数の増加、生息域の拡大が生態系へ及ぼす影響

環境	直接的影響	間接的影響1	間接的影響2
森林	A.1 剥皮による高木の枯死	B.1 土壌・リターの流出が増加	B.9 森林の炭素蓄積量が減少
	A.2 稚樹の減少による更新阻害		
	A.3 下層の低木・草本植物の減少、被度低下(ブラウジング・ラインの形成)		B.10 土壌微生物相の変化による植物が定着しにくい土壌環境への変化
			B.11 土壌動物の多様性低下、群集構造の変化
			B.12 渓流性昆虫の種組成変化
			B.13 下流部の魚類の種組成変化
			A.4 不嗜好性植物や採食耐性植物の増加
			A.5 外来種(外来樹木)の増加
			A.6 開花・結実する草本植物の減少
			B.2 特定の植物を利用している昆虫類の減少
			B.3 訪花昆虫の減少および植物の繁殖成功率(結果率)の低下
			B.4 林床を住処とする小型哺乳類の減少
	B.5 資源や生息地の競合する大型哺乳類の減少		
B.6 下層の藪を住処とする鳥の減少およびそれらに托卵する鳥の減少			
草原	A.9 地域特有の草原群落から不嗜好性、耐踏圧性の植物群落への変化	A.7 嗜好性の高い植物の減少、希少な植物の絶滅リスク増加	
湿原	A.10 湿原やその周辺林の種組成変化、踏圧や掘り返しなどによる地形の攪乱		
高山	A.11 お花畑等の希少な高山植物の減少		
共通	ニホンジカの死体の増加	B.8 ニホンジカの死体を餌として利用する哺乳類の生態変化	

## II 本ガイドラインのポイント:

# 3 計画的・効果的な捕獲対策

本章では、ニホンジカの捕獲を目標とする個体数・生息密度の低減や被害軽減等の成果につなげるため、捕獲対策を計画的かつ効果的に実施する方法として、年度別実施計画の活用及び捕獲場所の絞り込みについて説明しました。

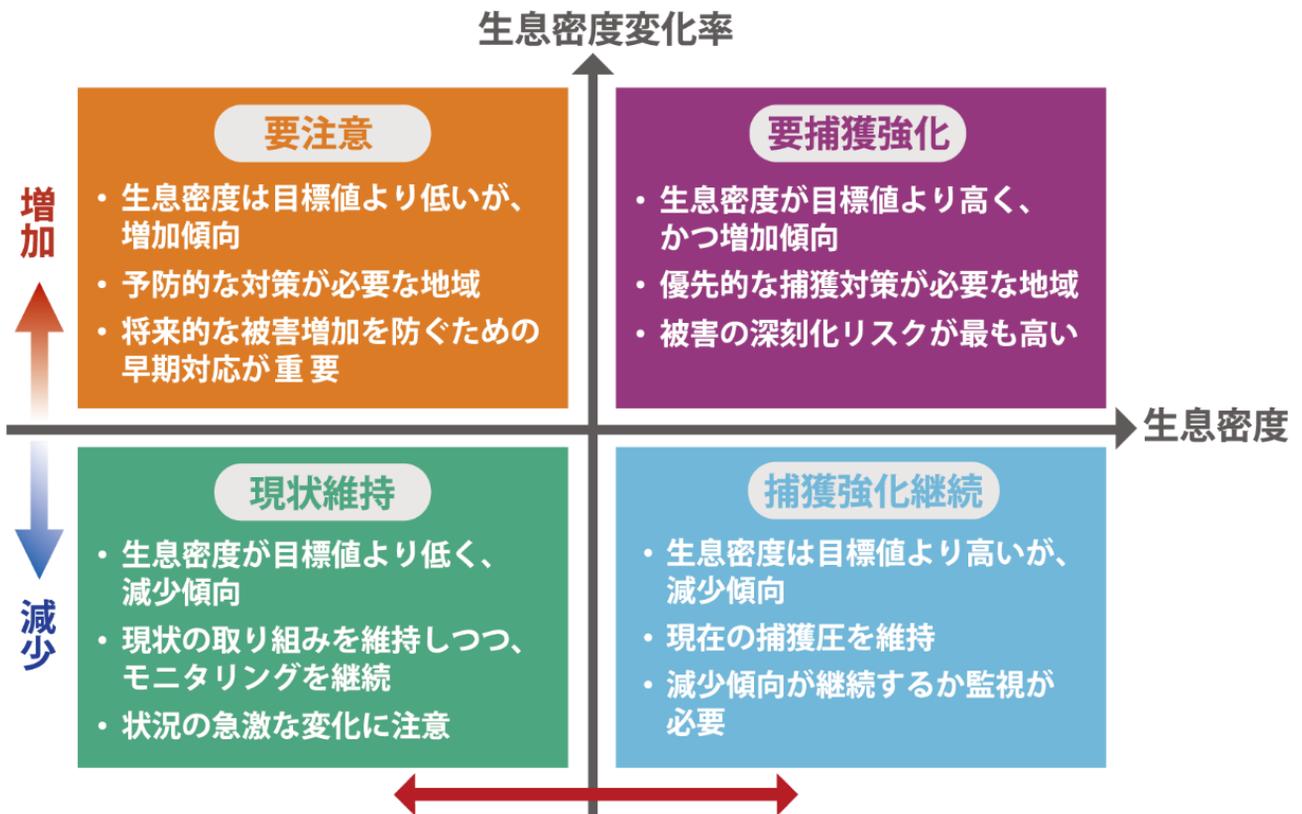
## (1) 年度別実施計画の活用

年度別実施計画は、特定計画の目標達成に向けた具体的な施策や事業を年度単位で整理することで、短期的な評価を行うための基盤として活用できます。また、関係機関との連携や情報共有の促進にも有効です。他の計画(例:被害防止計画)との整合性を図り、効率的な運用を目指すことが重要です。

## (2) 捕獲場所の絞り込み

捕獲の効果を最大化するために、生息密度や被害といった指標を基準に地域を区分し、優先的に捕獲を実施すべき「捕獲強化地域」を選定する方法を示しています。これにより、特定計画の目標に適合した効果的な捕獲が可能となります。

捕獲事業の実績や成果を毎年評価し、計画の論理的な筋道が成立しているかを確認する「セオリー評価」を実施することで、計画の改善を図り、投入資源の無駄を防ぐ必要性を述べています。



目標とする生息密度をどこにするか？

図 II-9 生息密度と生息密度変化率に基づく

捕獲の地域区分の考え方

# Ⅲ 計画立案編

計画立案編では、ニホンジカ管理における特定計画の策定と運用について、特定計画の記載項目ごとに、具体的な手続きや内容を説明しています。

## (1) 特定計画策定の目的及び背景

特定計画を作成する必要性や意義等の背景、生態系への影響の観点や、生活環境や農林業被害の防止・軽減の観点から、明確でわかりやすい目的を設定し、記載します。

## (2) 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ(*Cervus nippon*)とします。(必要に応じて亜種を記載。)

## (3) 特定計画の期間

原則として、3～5年間程度、鳥獣保護管理事業計画の有効期間内で設定します。

## (4) 管理が行われるべき区域

←資料編を参照

ニホンジカが分布する地域全域、あるいは生息する可能性のある地域を包含するよう定めて記載します。必要に応じて地域区分や対象区域を超えた広域管理の範囲を設定します。

## (5) 現状

現状を把握し、対応すべき課題を明確にするために、ニホンジカの生息動向、生息環境、捕獲状況、農林業等に係る被害及び被害防除対策の実施状況等について、入手可能な最新のデータを整理・分析して記載します。地域区分を行っている場合は可能な限り地域区分毎に整理し、情報量が膨大になる場合は別添資料とします。

## (6) 特定計画の評価と改善

←資料編を参照

特定計画自体が、問題に対する政策体系になっているかを評価し、必要に応じて評価の概要を記載します。また、特定計画の各目標に設定した指標と対応するモニタリングにより達成度を評価し、目標の達成状況と課題について記載します。

## (7) 最終目標・成果目標

←資料編を参照

特定計画の目的を達成するための最終目標、成果目標、評価するための指標を記載します。地域区分を行っている場合は、地域区分毎に整理し、必要に応じて、特定計画の期間で目指す目標を中期成果目標、期間を超えて目指す目標を長期成果目標等に分けて記載します。

## (8) 数の調整に関する事項

最終目標・成果目標を踏まえ、個体群管理(個体数、生息密度、分布域)の活動目標を設定し、対応する活動内容を記載します。また、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、必要事項を記載します。必要に応じて関係する機関や部署等と十分な調整を図り、各関係機関・部署の計画内容と、特定計画の個体群管理の内容の対応を確認して記載します((9)、(10)も同様)。

## (9) 生息地の保護及び整備に関する事項

最終目標・成果目標を踏まえ、生息環境管理の活動目標を設定し、対応する活動内容を記載します。

## (10) 被害防除対策に関する事項

最終目標・成果目標を踏まえ、被害防除対策の活動目標を設定し、対応する活動内容を記載します。

## (11) モニタリング等の調査研究

←資料編を参照

実施するモニタリング項目について、最終目標・成果目標と活動目標のそれぞれに対応した指標との関係を整理した上で、モニタリングの手法、実施期間、頻度、実施規模等を記載します。必要に応じて、詳細を年度別実施計画に記載します。

## (12) その他管理のために必要な事項

特定計画の実施体制、役割分担や連携、被害防止計画との調整、年度別実施計画の位置づけや目標、錯誤捕獲対応の実施体制等、感染症や安全対策に関する事項について、記載します。

# IV 資料編

資料編では、ニホンジカの生態や歴史、疾病などの基本情報から、個体数や分布、被害状況、捕獲数など現状の詳細を紹介しています。また、管理計画を立案する際の具体的な方法や地域ごとの対応、モニタリングや個体数推定の手法についても詳述しています。特に、富士山国有林や宮崎県などの事例を通じてロジックモデルやバックキャストに基づく実践的な管理方法を示しています。また、植生保全や感染症対策の観点からの管理の重要性も解説し、ニホンジカ管理の包括的な指針を提供する内容となっています。

## 参考となる事例

- (1) 富士山国有林におけるニホンジカ管理
- (2) 宮崎県におけるニホンジカ管理体制
- (3) 植生・生態系への影響低減に向けた対策に関する実施体制構築の事例
  - 1) 神奈川県における植生回復対策としてのニホンジカ管理とその導入経緯
  - 2) 岐阜県における大学との連携体制の構築事例
- (4) 年度別実施計画の事例
  - 1) 年度ごとの事業評価の運用の事例
  - 2) 年度別実施計画の作成・運用における課題
  - 3) 簡易的な見直しの方法(OODAループ)
  - 4) 年度ごとの事業における市町村との連携事例
- (5) 被害に関する指標と生息状況に関する指標の関係性の分析の事例
  - 1) 三重県
  - 2) 大阪府
- (6) 可視化の事例
  - 1) 比較的簡便な例: 様々な情報を収集し、情報に応じた空間的な示し方、時系列的な示し方
  - 2) 可視化作業を継続するための工夫
- (7) 地域区分と捕獲区分の組み合わせの事例
- (8) 植生指標を組み込んだ管理の目標の設定と活用の事例

## V 用語集

本ガイドラインで用いている、専門的かつニホンジカ管理において必要、かつ習得すべき用語について解説しています。

## VI 参考文献

ニホンジカ管理を進めるうえで参考となる重要な文献やリンクURLを紹介しています。

## VII 引用文献

本ガイドラインで引用した文献を記載しています。

令和7年度クマ類及びニホンジカの保護管理に関する調査検討業務  
特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドラインニホンジカ編(令和8年度)概要版 2026(令和8)年3月業  
務発注者 環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室  
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 電話:03-3581-3351  
業務受託者 一般財団法人 自然環境研究センター  
〒130-8606 東京都墨田区江東橋3丁目3番7号 電話:03-6659-6310